

# 三和区だより

編集・発行 三和区総合事務所  
上越市三和区井ノ口444  
☎ 025-532-2323

2026  
4月25日号

三和区の人口 男 2,362 人(-16 人) 女 2,386 人(-19 人) 合計 4,748 人(-35 人) 世帯数 1,870 (-6) ※令和 8 年 3 月末現在 ( ) は先月との比較

## 《令和 8 年度地域独自の予算事業について》

【担当：地域振興班】

地域の活性化に向けた地域独自の予算事業を活用して、令和 8 年度三和区では、次の 8 事業に取り組みます。

事業名	事業内容（概要）	実施主体	予算額（千円）
林富永邸一般公開応援事業	建物、庭園等の手入れのほか、杉並木の入场通路整地、自然石舗装の実施	林富永邸サポーターズクラブがんばれ！林くん	2,207
福祉外出支援事業	障害がある人や介護が必要な高齢者などの外出を支援するとともに、本人や家族等の負担を軽減するための送迎サービス	NPO法人三和区振興会	941
三和ふれあい食堂事業	子どもから高齢者まで気軽に集える「三和ふれあい食堂」を開催	三和ふれあい食堂運営委員会	240
谷内池の環境保全とオニバス再生プロジェクト事業	谷内池周辺の草刈り・ネット柵の設置等や広報紙等による情報発信	三和の自然と地域を育む会	1,735
さんわ桜の陣事業	「桜と食」の魅力を発信する、「さんわ桜の陣 2026」を開催	さんわ桜の陣実行委員会	696
灯火のイベント事業	雪灯籠やLED灯籠などで演出する灯火のイベントを開催	三和の自然と地域を育む会	577
三和まるごと味覚祭事業	自然環境と農業の魅力を発信する「三和まるごと味覚祭」を開催	三和まるごと味覚の会（提案団体：三和区地域協議会）	306
サイクルロゲイニング In 三和事業	区内のチェックポイントを自転車で周るイベントを開催	越後輪衆	61

各事業の詳細は、来月号以降の三和区だよりで掲載します。なお取組の提案は、年間を通して受け付けています。お気軽に三和区総合事務所の地域振興班へご相談ください。

## 《林富永邸で春の一般公開》

【担当：教育・文化班】

三和区神田の市指定文化財「林富永邸」を一般に公開します。

▼日時 5月9日（土）、10日（日） 午前10時～午後4時

▼入場料（維持協力金）1人500円 ※高校生以下は無料

▼その他 歴史的建造物保護の観点から靴下着用でのご来場をお願いします。

▼問合せ 林富永邸サポーターズクラブ「がんばれ！林くん」事務局（☎ 025-532-2602）



問合せは、三和区総合事務所の各担当班へお願いします。（☎025-532-2323）

※時間外の電話転送について：平日は午後5時15分から翌日の午前8時30分まで、土日・祝日における総合事務所への電話は市役所木田庁舎へ自動転送し、転送先の当直が対応します。

◇三和区だよりは、上越市ホームページでカラーでご覧になれます。 2026.4.25 三和区だより①

## 《投票所変更のお知らせ》

【担当：総務班】

5月31日（日）の新潟県知事選挙より、第3投票区と第6投票区の投票所が変わります。

第3投票区の対象	投票所
今保、大東、大西、 三村新田、下田島  町内の皆様	「旧上杉小学校」から、  <u>「今保町内会館」に変更</u>
第6投票区の対象	投票所
米子、広井、下広田、本郷、 沖柳、越柳、神田、塔ノ輪  町内の皆様	「旧美守小学校」から、  <u>「本郷ふれあい会館」に変更</u>

選挙が近づきましたら、対象の町内へ回覧します。お間違えのないよう、ご注意ください。

## 《三和区いきいき輪投げ大会を開催します》

【担当：福祉班】

昨年に引き続き、今年も高齢者の交流や世代間交流などを目的に「三和区いきいき輪投げ大会」を開催します。

詳細は町内会回覧や各老人クラブなどを通じてお知らせしますが、5人1組で参加できますので、ぜひご参加ください。

▼開催日 令和8年6月14日（日） ▼会場 三和体育館

▼主催 上越市（委託先：NPO法人 三和区振興会）

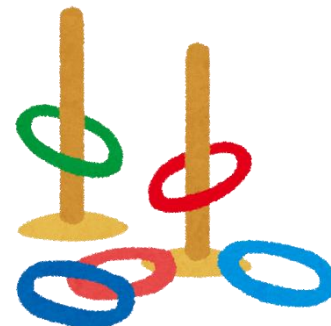
▼参加資格 三和区在住の65歳以上の方又は小中学生

▼チーム編成 1チームは5人編成としますが、  
小中学生を2名まで含めることを可能とします。

▼表彰など 上位入賞者には表彰状と副賞をお贈りするほか、  
ラッキー賞として抽選で景品を贈呈します。

▼問い合わせ・申込先 NPO法人 三和区振興会

（三和区井ノ口444 ☎529-2345 FAX529-2346）



## 《野焼きは禁止です！》

【担当：税・市民生活班】

屋外焼却（いわゆる野焼き）は、「廃棄物処理法」で原則禁止とされています。野焼きは、健康へ深刻な影響をもたらすとされているダイオキシン類の発生につながるだけでなく、火災の発生や煙害など、地域の皆さんにも迷惑がかかることとなります。また、ドラム缶焼却や地面に穴を掘っての焼却も野焼きと同様に禁止されています。

野焼き禁止の例外規定として認められている行為であっても、近隣から苦情がある場合は、改善命令や行政指導の対象となるため、野焼きは絶対にやめましょう。

落ち葉と剪定枝は無料で収集しますので、燃やせるごみの日に集積所に出すか、大量の場合は市クリーンセンターに持ち込んでください。



問合せは、三和区総合事務所の各担当班へお願いします。

☎025-532-2323

← 三和区だよりは、上越市ホームページでカラーでご覧になれます。

2026.4.25 三和区だより②

左の二次元コードを読み取ると、三和区だよりのページに接続できます。